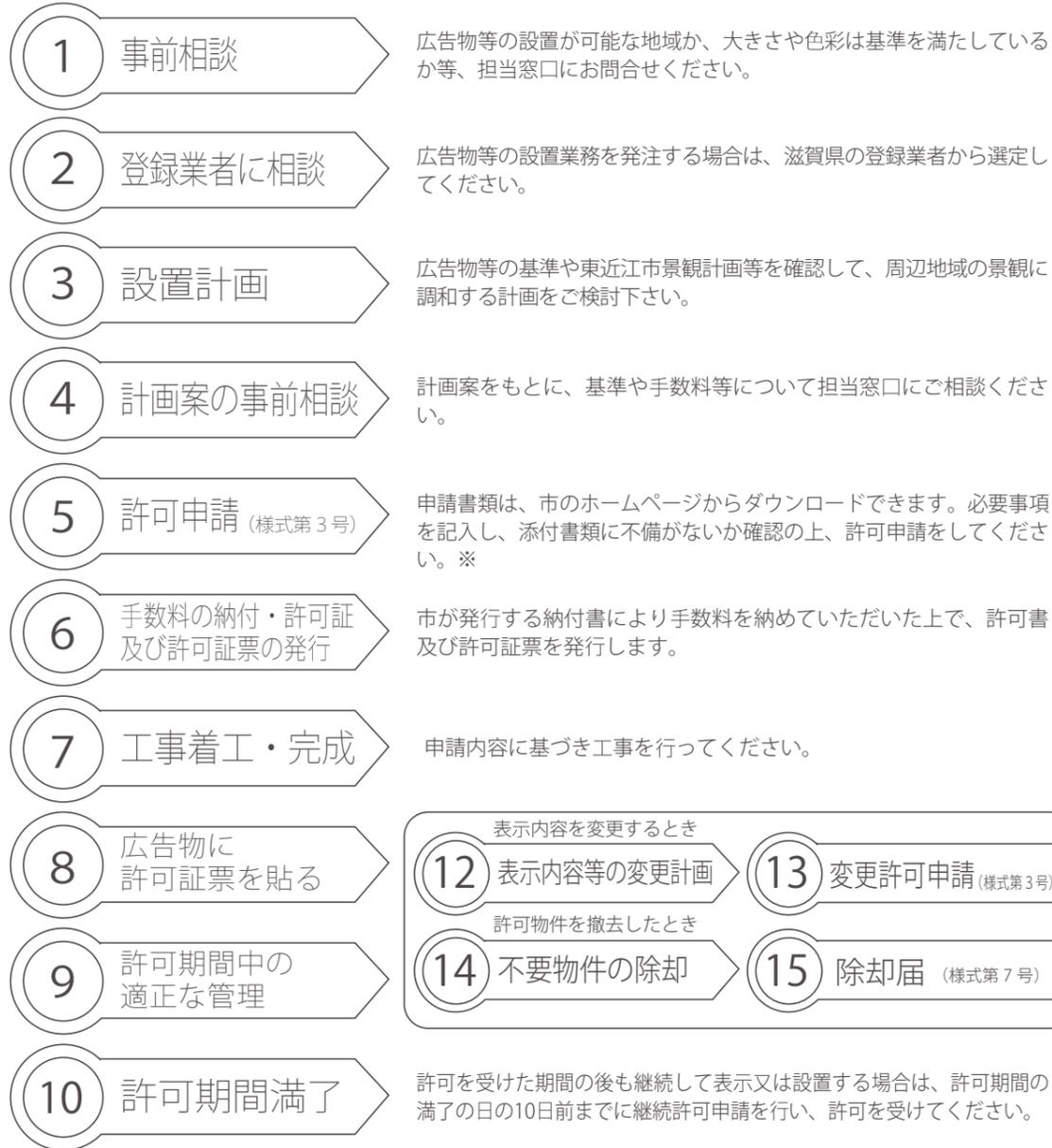


屋外広告物の手続きについて

● 手続きのフロー

広告物等を表示し、又は設置する場合は、以下のように許可申請等が必要となります。



引き続き広告物等を表示又は設置しようとするとき



*国・地方公共団体は「通知」、公共的団体は「届出」が必要です。

● 許可申請に伴う手数料

屋外広告物の許可申請手数料は以下のとおりです。

区 分 (面積)	単位	手数料 (1年以内、1件)	許可期間	
広告板及び 広告塔 (これらに類する ネオン類照明広告 物を含む)並びに これらを掲出する 物件	1㎡未満	1個	440円	3年以内
	1㎡以上2㎡未満	1個	830円	
	2㎡以上5㎡未満	1個	1,060円	
	5㎡以上10㎡未満	1個	2,130円	
	10㎡以上15㎡未満	1個	3,100円	
	15㎡以上20㎡未満	1個	4,160円	
	20㎡以上25㎡未満	1個	5,220円	
	25㎡以上30㎡未満	1個	6,280円	
	30㎡以上35㎡未満	1個	7,340円	
	35㎡以上40㎡未満	1個	8,400円	
	40㎡以上45㎡未満	1個	9,460円	
	45㎡以上50㎡未満	1個	10,520円	
	50㎡以上55㎡未満	1個	11,580円	
	55㎡以上60㎡未満	1個	12,640円	
	60㎡以上65㎡未満	1個	13,700円	
65㎡以上70㎡未満	1個	14,760円		
70㎡以上75㎡未満	1個	15,820円		
75㎡以上80㎡未満	1個	16,880円		
80㎡以上85㎡未満	1個	17,940円		
85㎡以上90㎡未満	1個	19,000円		
90㎡以上95㎡未満	1個	20,060円		
95㎡以上100㎡未満	1個	21,120円		
100㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額		
立看板及び広告旗	1個	250円	6月以内	
貼り紙(吊り下げるものを含む。以下この表において同じ)	100枚	420円	2月以内	
貼り札(面積0.15㎡未満のもの)	1枚	90円	1年以内	
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	1件	420円	1年以内	
アーチ広告物	1個	4,170円	3年以内	
広告幕	1枚	420円	2月以内	
アドバルーン	1個	1,060円	1月以内	
ぼんぼり	1個	90円	2月以内	

備考

- 1) 広告物等の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
- 2) 広告物等の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の2倍になります。(例：許可期間3年の申請をする場合)
- 3) 貼り紙の単位について、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
- 4) 本表に定めのない屋外広告物については、本表のもっとも類似した区分に該当するものを適用します。
- 5) 優良意匠屋外広告物の指定を受けると、許可期間を最大2倍まで延長ができます。(P18優良意匠屋外広告物参照)